



福岡医発第2352号(地)

平成18年 3月31日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 竹嶋 康 弘

麻しん及び風しんの定期の予防接種に係る単抗原ワクチンの追加予定について

平成18年4月1日より、麻しん風しん混合ワクチン(MR混合ワクチン)による2回接種制度が導入されますが、平成18年3月24日に開催された厚生労働省予防接種に関する検討会において「MR混合ワクチンによる2回接種という基本方針は変わらないものの、単抗原ワクチンについても予防接種法に基づいて接種できるようにすべきである」との意見が多数の委員よりだされたことも踏まえ、厚生労働省健康局結核感染症課長より各都道府県衛生主管部(局)予防接種担当者に対し、麻しんワクチン及び風しんワクチン(単抗原ワクチン)についても、接種液として追加する予定であるとの事務連絡がなされた旨、日本医師会を通じ別紙のとおり連絡がありました。また、併せて厚生労働省医政局経済課、医薬食品局血液対策課より、各都道府県衛生主管部(局)に対し、麻しんワクチン及び風しんワクチンの今後の供給について事務連絡がなされたとのことであります。

つきましては、日本医師会より直接貴会宛に連絡がなされていることと存じますが、貴職におかれましても本件についてご丁知いただきますとともに、貴会管下関係医療機関への周知、協力方よろしくご高配の程お願い申し上げます。

なお、麻しんワクチン及び風しんワクチン(単抗原ワクチン)の接種液としての追加は、パブリックコメント等の手続きを経て、数ヶ月中に政省令の改正がなされることとなっており、改正がなされた場合には追ってご連絡申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽・毛利康茂

(地Ⅲ 2 6 6 F)

平成18年3月31日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

雪 下 國 雄

麻しん及び風しんの定期の予防接種に係る単抗原ワクチンの追加予定について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、麻しん及び風しんの対策を強化し、国内での根絶を達成するために、平成18年4月1日より、麻しん風しん混合ワクチン（MR混合ワクチン）による2回接種制度が導入されるところであります。

本制度の導入にあたり、単抗原ワクチンについても予防接種法に基づく定期の予防接種の接種液に位置づけるよう小職からも強く要望を行い、また、平成18年3月24日に開催された厚生労働省予防接種に関する検討会において「MR混合ワクチンによる2回接種という基本方針は変わらないものの、単抗原ワクチンについても予防接種法に基づいて接種できるようにすべきである」との意見が多数の委員より出されたところであります。

このような状況も踏まえ、厚生労働省健康局結核感染症課長より、各都道府県衛生主管部（局）予防接種担当者に対し、麻しんワクチン及び風しんワクチン（単抗原ワクチン）についても、接種液として追加する予定であるとの事務連絡がなされました。また、併せて、厚生労働省医政局経済課、医薬食品局血液対策課より、都道府県衛生主管部(局)に対し、麻しんワクチン及び風しんワクチンの今後の供給について事務連絡がなされ、本会に対しても協力方依頼がありました。

麻しんワクチン及び風しんワクチン（単抗原ワクチン）の接種液としての追加は、パブリックコメント等の手続きを経て、数か月中に政省令の改正がなされることとなっており、改正がなされた場合には追って通知をお送りいたします。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知のうえ、貴会管下関係医療機関に対し、周知、協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

なお、本通知は、郡市区医師会にも直接お送りしておりますことを申し添えます。

(地Ⅲ 2 6 6 F)

平成18年3月31日

郡市区医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

雪 下 國 雄

麻しん及び風しんの定期の予防接種に係る単抗原ワクチンの追加予定について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、麻しん及び風しんの対策を強化し、国内での根絶を達成するために、平成18年4月1日より、麻しん風しん混合ワクチン（MR混合ワクチン）による2回接種制度が導入されるところであります。

本制度の導入にあたり、単抗原ワクチンについても予防接種法に基づく定期の予防接種の接種液に位置づけるよう小職からも強く要望を行い、また、平成18年3月24日に開催された厚生労働省予防接種に関する検討会において「MR混合ワクチンによる2回接種という基本方針は変わらないものの、単抗原ワクチンについても予防接種法に基づいて接種できるようにすべきである」との意見が多数の委員より出されたところであります。

このような状況も踏まえ、厚生労働省健康局結核感染症課長より、各都道府県衛生主管部（局）予防接種担当者に対し、麻しんワクチン及び風しんワクチン（単抗原ワクチン）についても、接種液として追加する予定であるとの事務連絡がなされました。また、併せて、厚生労働省医政局経済課、医薬食品局血液対策課より、都道府県衛生主管部(局)に対し、麻しんワクチン及び風しんワクチンの今後の供給について事務連絡がなされ、本会に対しても協力方依頼がありました。

麻しんワクチン及び風しんワクチン（単抗原ワクチン）の接種液としての追加は、パブリックコメント等の手続きを経て、数か月中に政省令の改正がなされることとなっており、改正がなされた場合には追って通知をお送りいたします。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知のうえ、貴会管下関係医療機関に対し、周知、協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

謹啓 時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

ワクチンの安定供給の確保については、平素より多大な御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、この度、麻しん風しん混合ワクチン（MR混合ワクチン）に加え麻しんワクチン及び風しんワクチン（単抗原ワクチン）についても、予防接種法に基づく定期の予防接種の接種液として位置づける予定であることが示され、麻しんワクチン及び風しんワクチンの今後の供給について別添のとおり都道府県衛生主幹部（局）あてに事務連絡をさせていただいたところです。

つきましては、別添事務連絡について、貴会傘下地区医師会等に御周知いただくとともに、御協力下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

謹白

平成18年3月31日

厚生労働省医薬食品局血液対策課長

関 英 一

社団法人日本医師会

常任理事 雪 下 國 雄 殿



事 務 連 絡
平成18年3月31日

各都道府県衛生主管部(局) 御中

厚生労働省医政局経済課

厚生労働省医薬食品局血液対策課

麻しんワクチン及び風しんワクチンの今後の供給について

今般、別添のとおり事務連絡が発出され、麻しん風しん混合ワクチン(MR混合ワクチン)に加え麻しんワクチン及び風しんワクチン(単抗原ワクチン)についても、予防接種法に基づく定期の予防接種の接種液として位置づける予定であることが示されたところである。ついては、平成18年4月以降の麻しんワクチン、風しんワクチン(単抗原ワクチン)及び麻しん風しん混合ワクチンの需給に関し、下記1及び2についてご了解の上、貴管下関係者に対してご周知いただくとともに、下記3から6までについて適切に対応いただくようお願いする。

記

1. ワクチンの供給見通し等

(1) 麻しんワクチン

麻しんワクチンは本年4月末までに約20万本が市場在庫として確保される見込みであり、さらに、6月末までに約6万本、8月末までに約4万本の出荷が予定されている。したがって、現在の需給動向からみて、接種希望者の対応に支障がない流通量が確保される見通しであること。

(2) 風しんワクチン

風しんワクチンについては、本年3月に需要が急増したことから、平成18年3月16日付け医政経発第0316001号及び薬食血発第0316001号医政局経済課長、医薬食品局血液対策課長連名通知により、国、製造販売業者等及び卸売販売業者が連携して緊急の供給調整を行ったところである。今後、4月末までに約5万本、さらに7月末までに約13万本の出荷が予定されており、在庫が逼迫した状況は改善する見込みであること。

(3) 麻しん風しん混合ワクチン

麻しん風しん混合ワクチンについては、本年4月期初めにおいて約50万本の在庫が確保されており、当面、接種希望者の対応に支障がない流通量が確保されているが、製造販売業者等において、需要の動向を見つつ、追加的な生産を検討しているところであること。

2. 厚生労働省では、麻しんワクチン、風しんワクチン（単抗原ワクチン）及び麻しん風しん混合ワクチンの需要予測に関する調査を行い、今後の需給の安定化に資するため、結果を各都道府県、製造販売業者等に対して提供することとしていること。
3. 都道府県は上記1(2)を踏まえ、風しんワクチンについては、次の取組みを通じ、接種希望者が供給に不安を抱くことなく接種を受けられるよう努めること。
 - (1) 関係者に対し、今後の出荷予定に関して正確な情報を共有するよう働きかけるとともに、製造販売業者等及び卸売販売業者に対し、医療機関の予約状況から需要動向の把握に努めるよう要請すること。
 - (2) 製造販売業者等、卸売販売業者等及び医師会と必要に応じて調整し、ワクチンの供給に不均衡が生じることを回避するため、予約に従って順次出荷を行うことに努めるよう要請すること。
4. 都道府県は、製造販売業者等及び卸売販売業者に対して、在庫が不足した場合には速やかに在庫の融通等を行い、需給の不均衡による混乱の回避に努めるよう要請すること。
5. ワクチンの管内在庫が不足傾向にある都道府県においては、管内の市区町村、医師会、医療機関、製造販売業者等及び卸売販売業者等と緊密に連携し、次の取り組み等を通じ、予防接種を希望する住民がひとりでも多く接種を受けられるよう対応すること。
 - (1) 医療機関や製造販売業者等及び卸売販売業者の在庫量を調査し、その後の当該地域におけるワクチン需要量を考慮した上で、関係者が協力し、ワクチンの融通を図ること。
 - (2) 地域住民から接種可能医療機関に関する問い合わせがあった場合には、貴管下市区町村と連携して適切に相談に応じること。
6. 都道府県は、管内在庫が不足している等の情報を入手した場合は、速やかに、厚生労働省医薬食品局血液対策課情報企画係まで連絡すること。



事 務 連 絡
平成 1 8 年 3 月 3 1 日

各都道府県衛生主管部（局）
予防接種担当者 様

厚生労働省結核感染症課

麻しん及び風しんの定期の予防接種に係るワクチンについて

麻しん及び風しんの対策を強化し、国内での根絶を達成するために、平成 1 8 年 4 月 1 日より、麻しん及び風しん予防接種の 2 回接種制度を導入するとともに、麻しん風しん混合ワクチン（MR 混合ワクチン）を採用することとしたところである。

しかし、自治体や関係団体等から単抗原ワクチンを予防接種法に基づく定期の予防接種の接種液に位置づけるよう要望をいただいております。また、3 月 2 4 日に開催した、予防接種に関する検討会において「MR 混合ワクチンによる 2 回接種という基本方針は変わらないものの、単抗原ワクチンについても予防接種法に基づいて接種できるようにすべきである」との意見が多数の委員より出されたところである。

このような状況も踏まえて、麻しんワクチン及び風しんワクチン（単抗原ワクチン）についても、接種液として追加する予定である。